

最新!助成金活用セミナー

36協定の届出は3月末までに!!詳しくはセミナーで

働き方改革推進支援助成金

- ・業種別課題対応コース
- ・時短・年休コース(年休等メニュー・36協定メニュー)
- ・勤務間インターバル導入コース

業務改善助成金

特定求職者雇用開発助成金

- ・特定就職困難者コース

令和7年

1/20(月)

16:00~17:30 (15:40~受付開始)



参加も可能

【参加特典】

標準モデル就業規則Wordひな形
賃金規定Wordひな形
出勤簿Excel例



ところ

ひょうご税理士法人(本店)

● セミナー講師 ●

助成金申請とそれに関連する就業規則の作成が業務の90%を占める**助成金専門社労士**。開業7年で、兵庫県・大阪府等15都道府県延べ**1,200コース超(約14億円)の助成金申請実績**を誇る。



まどか社会保険労務士法人
パートナー社労士 山上幸一先生

● プログラム概要 ●

- 参加費：無料
定員：リアル開催(先着20名) ZOOM参加も可
コンテンツ：
(1)まどか社会保険労務士法人 代表開催挨拶
(2)助成金の最新情報
(3)質疑応答



まどか社会保険労務士法人
ひょうご税理士法人
代表 妹尾 芳郎

最新!助成金活用セミナー申込書

FAX: 06-6429-2150

貴社名			業種	
ご住所	〒		従業員数	
TEL		FAX		
ご参加者	参加方法 <input type="checkbox"/> リアル <input type="checkbox"/> ZOOM	mail		
	参加方法 <input type="checkbox"/> リアル <input type="checkbox"/> ZOOM	mail		

WEBから申込↓



ご来社の際は、駐車場が限られておりますのでなるべく電車等の公共交通機関をご利用下さい

時短を推進する経営者様へ 働き方改革推進支援助成金

★労働時間の短縮になるモノに対して最大8割・200万円助成

働き方改革推進支援助成金 各コース

	業種別課題対応コース (建設業・自動車運転業務等限定)	時短・年休コース (年休等メニュー)	時短・年休コース (36協定メニュー)	勤務間インターバル 導入コース
36協定要件	R7年3月31日までに60時間を超える36協定を届出済み	36協定要件無し	R7年3月31日までに60時間を超える36協定を届出済み	R7年3月31日までに36協定届出済み R5・6年度に45時間超の残業
導入制度	【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下:250万円 ②月80H超→月60~80H:150万円 ③月60H超~80H→60H以下:200万円 【年休等の制度】50万円 【勤務間インターバル】150万円	【年休等の制度】 ①新たに年次有給休暇の計画付与:25万円 ②新たに時間単位の年次有給休暇制度かつ、特別休暇どれか一つ(ボランティア休暇)又は(不妊治療休暇)等:25万円	【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下:150万円 ②月60H超~80H→60H以下:100万円	【勤務間インターバル】 新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること 9~11H:100万円 11H以上:120万円
年度	1年度につき、いずれか一つのコース			

最低賃金を引き上げる経営者様へ 業務改善助成金

採用をお考えの経営者様へ 特定求職者雇用開発助成金「特開金」 (特定就職困難者コース)

最低賃金の引上げをする企業の 設備投資費用の最大7.5割(600万円)助成

60歳以上の方、障害者、母子家庭の母を正 規雇用で60万円～

例:兵庫県、飲食店、労働者数(アルバイト4人含む)9人の尼崎店では、業務改善助成金の交付申請後に、令和7年9月1日付で、アルバイト4人の時給1,052円を1,097円に45円アップして、クレジット対応券売機187万円を購入した。
187万円×7.5割=140.25万円 上限140万円から140万円の助成金です。(店舗ごとに申請できます)

D社は、ハロワークからの紹介で、62歳の方を正規雇用で採用した。
60万円(6か月ごと30万円の2回)です。

基本条件

- 業種を問わず、アルバイト・パートさんを含む労働者が1人以上いること
 - 次のいずれかに該当する事業主であること
- | 業種 | A. 資本または出資額 | B. 常時雇用する労働者 |
|-------------|-------------|--------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
- 兵庫県地域最低賃金1,052円+50円から時給換算1,102円以下であること
大阪府地域最低賃金1,112円+50円から時給換算1,164円以下であること
 - 交付申請の3か月前、賃金引上げ後6か月間に解雇等、賃金引下げがないこと

主な対象機械、システムの実績

生産性向上になる機械、システム
自動清掃機、コソウリフター、福祉車両、フォークリフト、ショベルカー、包あん機の各種製造機械等、歯科レントゲン、ユニットチェア、治療器具の自動洗浄機、むし歯検査機、POSレジ、券売機、自動釣銭機、シャリ弁ロボ、配膳ロボット、レイアウト変更費用動息システム、給与システム、販売・仕入システム、業務ソフト等

助成額

賃金引上げ額30円~90円の区分により人数によりの事業場ごとに最大7.5割(600万円)助成

【支給額】

採用する労働者	合計助成額
① 母子家庭の母等 高齢者(60歳以上) ウクライナ避難民など	60万円(50万円) 短時間:40万円(30万円)
② 身体・知的障害者	120万円(50万円) 短時間:80万円(30万円)
③ 重度障害者、 45歳以上の障害者、 精神障害者	240万円(100万円) 短時間:80万円(30万円)

支払い方法

①	30万円(25万円)×2期 短時間:20万円(15万円)×2期
②	30万円×4期(25万円×2期) 短時間:20万円×4期(15万円×2期)
③	40万円×6期(33万円※×3期) 短時間:20万円×4期(15万円×2期) ※第3期は34万円

まどか社会保険労務士法人

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目6番27号

TEL. 06-6429-1112 / FAX. 06-6429-2150

担当 塩治(えんや)